証券コード　3070
2022年４月11日

株　主　各　位

東京都台東区上野一丁目16番５号
株式会社 アマガサ
代表取締役社長　早　川　良　一

第32回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第32回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面による事前の議決権行使をご検討いただきますようお願い申しあげます。

つきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年４月26日（火曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2022年４月27日（水曜日）午前10時
２．場　　所　東京都台東区西浅草三丁目17番１号
浅草ビューホテル　３階　祥雲の間
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項
１．第32期（2021年２月１日から2022年１月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第32期（2021年２月１日から2022年１月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　第三者割当による第３回新株予約権発行の件
第３号議案　取締役４名選任の件
第４号議案　監査役３名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.amagasa-co.com/）に掲載しております。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類、連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.amagasa-co.com/）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本総会におきましては以下の運営とさせていただきます。
株主の皆様におかれましては、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申しあげます。

・株主総会の議決権行使は、可能な限り郵送（議決権行使書面）にて事前行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願いいたします。
・株主総会当日までの感染拡大の状況等により、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があります。
・株主様同士の座席の間隔を拡げるため、ご用意できる座席数に限りがあり、当日ご来場いただいた株主様全員がご入場いただけない可能性がございます。
・ご来場の株主様は当日の状況やご自身の体調をお確かめの上、マスクの着用をお願いいたします。
・会場受付付近でアルコール消毒液を配備いたしますので、ご入場前に手指消毒をお願いいたします。
・体調不良と見受けられる株主様は、運営係員がお声がけをさせていただく場合がございます。
・株主総会に出席する取締役、監査役及び運営係員は、マスクを着用してご対応させていただきます。
・当日は開催時間短縮のため、報告事項及び決議事項のご説明を例年より短縮させていただきますので、あらかじめ本招集ご通知をご確認いただきますようお願いいたします。
・今後の状況の変化等により、株主総会の運営について重大な変更が生じる場合、当社ウェブサイト（アドレス　http://www.amagasa-co.com/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2021年２月１日から
2022年１月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における婦人靴業界は、前連結会計年度から継続して新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けており、ワクチン接種の進行に伴い景況は一旦持ち直しの動きがみられたものの感染症の再拡大への懸念から弱さを残し、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況において、当社グループでは当連結会計年度に、本店の移転、希望退職者の募集等、経営内容の変革を前提とした経営合理化策を積極的に実施するとともに、芸能業界に強みのある提携先と協業し人気インフルエンサーを起用した新ブランド「eclil」（エクリル）の販売を2021年10月より店舗およびＥＣにて開始し、独自の計測システムと３Ｄプリンターの技術利用によるオーダーメイドシューズブランド「shuui」（シュウイ）を立ち上げ、新施策の実施を加速度的に行ってまいりました。また、従来の婦人靴事業に依存する体制からの脱却を目指し、アートビジネスやゲーム関連事業への展開を決定し、新たな事業体制の構築に踏み出しております。

これらの結果、売上高1,568百万円（前年同期比34.2％減）、営業損失795百万円（前年同期は788百万円の営業損失）、経常損失782百万円（前年同期は801百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失861百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失786百万円）となりました。

当連結会計年度におけるセグメントの経営成績は以下のとおりであります。

（小売事業）

小売事業におきましては、路面店型の店舗を本店１階（東京都台東区）に新設しました。また、新たな事業として環境に配慮して製造されたサステナブル商品の取り扱いを中心とした生活関連領域における商品の販売を行う店舗を本店２階に新設いたしました。

事業採算の効率化とコロナ禍による人流動態の変化に対応するため、不採算店舗を９店閉店し、これにより当連結会計年度の末日である2022年１月31日現在における直営店舗数は22店舗（前年同期は29店舗）となりました。その結果、小売事業における売上高は948百万円（前年同期比33.7％減）と大きく減少しましたが、

前述の不採算店舗の整理による経費項目の削減効果から、営業損失は269百万円（前年同期は営業損失262百万円）と前年同水準に留まりました。

（ＥＣ事業）

ＥＣ事業におきましては、JELLY BEANS からのコラボレーションラインとして展開したJB AKINO（ジェービーアキノ）の発売、ＳＮＳ販促の強化、自社サイトへのスタッフスタイリングやカスタマーレビュー掲載の実装、スマートフォンUIの改善などに努めましたが、在庫の適正化に伴う値下げ販売や新規顧客獲得の減少、リピート率の低下等の影響により、想定目標を下回る結果となりました。また、インドネシア・台湾におけるＥＣ事業について、テスト販売やプロモーションを経て、本格販売を開始しました。インドネシアでの販売については緩やかな滑り出しとなったものの、台湾ではＳＮＳのプロモーション効果等により比較的堅調なスタートとなりました。その結果、ＥＣ事業における売上高は419百万円（前年同期比13.2％減）、営業利益53百万円（前年同期比19.6％減）となりました。

（卸売事業）

卸売事業におきましては、事業規模を縮小させる方針で取り組んだ結果、経費削減効果等もあり、売上高は200百万円（前年同期比57.4％減）、営業利益は23百万円（前年同期比73.6％増）となりました。

事業別売上高

事業区別	第31期 （2021年１月期）		第32期（当連結会計年度） （2022年１月期）	
	金　　額	構　成　比	金　　額	構　成　比
小売事業	1,431,610千円	60.0％	948,765千円	60.5％
ＥＣ事業	483,298	20.3	419,423	26.7
卸売事業	470,419	19.7	200,167	12.8
合　計	2,385,328	100.0	1,568,356	100.0

直営店舗の状況（2022年１月31日現在）

所　在　地	店　舗　名
東北地方	JELLY BEANS イオンモール名取店（宮城県名取市）
関東地方	JELLY BEANS 有楽町マルイ店（東京都千代田区） KUROMON SUSTAINABLE SQUARE店（東京都台東区） 他11店舗
中部地方	JELLY BEANS イオンモール浜松志都呂店 （浜松市西区）　他１店舗
近畿地方	JELLY BEANS 天王寺ＭＩＯ店（大阪市天王寺区） 他３店舗
中国・四国地方	JELLY BEANS シャミネ松江店（島根県松江市）
九州・沖縄地方	JELLY BEANS ゆめタウン佐賀店（佐賀県佐賀市）

② 設備投資の状況

当連結会計年度は、27百万円の設備投資を実施いたしました。

その主な内容は、ＥＣサイト等の改修によるソフトウエア16百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度は、新株予約権の行使により1,105百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区　　分	第 29 期 (2019年１月期)	第 30 期 (2020年１月期)	第 31 期 (2021年１月期)	第 32 期 (当連結会計年度) (2022年１月期)
売　　上　　高（千円）	5,281,942	4,803,540	2,385,328	1,568,356
親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	△825,271	△254,407	△786,527	△861,682
１株当たり当期純損失（△）（円）	△442.93	△136.54	△254.15	△161.27
総　　資　　産（千円）	3,718,882	2,459,697	1,372,735	948,967
純　　資　　産（千円）	662,200	392,478	66,053	322,418
１株当たり純資産額（円）	355.41	210.64	17.89	41.85

（注）１．当社では、第31期より連結計算書類を作成しております。なお、第30期以前につきましては「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて連結財務諸表を作成しておりますので、参考までに当該数値を記載しております。
２．１株当たり当期純損失（△）は、期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
３．売上高には、消費税等は含まれておりません。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社の状況

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

会　社　名	資　　本　　金	出　資　比　率	主　要　な　事　業　内　容
天笠靴業（上海）有限公司	300千米ドル	100.0%	中国からの商品調達

(4) 対処すべき課題

当社は、抜本的な改善を実行するため以下の課題に対し重点的に取り組んでまいります。

１．直営店舗の削減による固定費の削減

事業の採算性の向上及び効率化と、コロナ禍による人流動態の変化に対応するため、靴事業における店舗採算を検討し、必要に応じて再編します。当連結会計年度においては直営店９店舗を閉店いたしました。今後も断続的な直営店舗の採算性の見直しを行い適切なコストの維持を図り、引き続き固定費の削減に努めてまいります。

２．事業収益改善

・在庫一元管理とチャネル連携によるオムニチャネル化体制の構築

小売事業及びＥＣ事業の物流の外部委託を実行し、在庫一元管理が進んだことに伴い、今後は在庫システムと商品データベースの連携をより強化し、自社ＥＣサイト及び店頭での効率的な在庫運用を進めてまいります。
当連結会計年度では一般に広く使われているメッセンジャーアプリLINE（LINE株式会社）を利用したLINE連携の導入に取り組み、各チャネルの顧客情報の統一と在庫連携の強化サービスをローンチさせました。
また、小売店の店頭では導線分析システムの導入を視野にいれたＰＯＳレジの刷新や機能向上を実施し、蓄積される顧客情報を活用した提案型の顧客サービスを強化し自社ＥＣサイトと店舗間での相互送客を実現するオムニチャネル化体制構築を進めてまいります。小売事業とＥＣ事業の連携強化により、販売ロスの抑制、顧客満足度の向上、売上高の増加・収益向上を図ってまいります。
・ブランド統廃合とチャネル戦略に合わせたブランド展開
当社の主力ブランドである「JELLY BEANS」から派生するコラボレーションラインとして高身長の方や足の大きい方向けの「JB AKINO」を展開するなど実施してまいりました。これらの営業戦略及びマーケティング戦略を適正なチャネルで展開することにより、売上高の増加及び収益向上を図ってまいります。
・原価率の圧縮と粗利率の向上を実現する仕入施策(海外生産商品の活用)の推進
マーケット特性や顧客志向に合わせた商品開発を鮮明化し、原価率の低い海外生産商品比率を高めることで、原価率の圧縮を進め売上高の増加・収益向上を図ってまいります。

３．成長エンジンとしてのＥＣ事業の強化と収益性の向上
当社主力事業である小売事業の販売方式を見直し、ＥＣサイト販売を重視する方向で諸施策を展開してまいります。新型コロナウイルス感染症の影響による店舗販売の制約及び消費者行動の変化を受けて、ＥＣサイト販売強化の必要性に迫られております。今後より一層の強化を図ると共に販売展開の合理化を進め、国内・海外のマーケットにて、ＥＣサイトを活用し積極的な販売活動を実施してまいります。

４．日本ブランドを活用したアジア市場への参入（海外展開）
当社は、インドネシアにおいて現地法人と業務提携を行い、マーケティング調査を経て「JELLY BEANS」商品のＥＣ販売を開始いたしました。また、台湾においては、広告代理店系の企業との提携により、いわゆる越境ＥＣにより、「JELLY BEANS」商品の販売を2021年３月から開始しております。加えて、他のアジア・東南アジア諸国においても業務提携又は委託販売等による当社ブランド商品及び新商材の販売を模索している状況であります。今後当社は、より多くのアジア市場での展開を進め、日本ブランドとしての商品・新商材の販路拡大と企業価値向上を目指すことで売上高の増加・収益向上を図ってまいります。

５．事業領域拡大事業
既存の主力事業である小売業、ＥＣ事業、卸売事業だけでなく、主力事業に付随する新たな事業の開始及び新規事業を模索・展開していくことで将来的な売上高の増加・収益向上を図ってまいります。

・３Ｄスキャナー技術による新ブランド展開
当社は、オーダーシューズ事業に進出いたしました。資本業務提携先が有する３Ｄ測定技術及び３Ｄプリンターでの靴製造技術を当社が自社チャネルで活用し、当社の独自ブランド「Shuui」を立ち上げ販売を開始いたしました。将来的に、スマートフォンでの３Ｄ測定技術が進化・普及していき、当社のオーダーシューズ事業が新たな売上・収益となることを目指しております。
・ＳＤＧｓ商品販売の開始
当社は、新規事業として、生活関連領域のＳＤＧｓ関連商品を主力とした商品の販売を開始いたしました。業務提携先との協議のうえ、婦人靴以外の小売事業を積極的に拡大すべきとの判断から、生活関連のマーチャンダイズを実行し、小売事業に付随する新商品・新商材の販売として新たな売上・収益となることを目指しております。
・アートビジネスの開始
当社は、「上野アートビレッジ」の屋号をもって、アートをテーマとした新たな事業を開始することといたしました。現代美術家の絵画作品等に投資を行います。主に、新進の現代美術家を中心とした芸術家の育成とそのマネジメント、及び今後取得する美術品の販売によるキャピタルゲイン獲得を行うことで、当社の収益獲得の機会を得ることを目的としております。

６．資産の処分と借入金の圧縮による財務健全化
前連結会計年度において、本社機能の圧縮及び物流業務の外部委託等に伴い、所有していた余剰不動産を売却し、借入金の圧縮及びキャッシュ・フローの改善を実施してまいりました。このため、当連結会計年度の末日において借入金残高は280百万円となり、保有現預金に対して、預金超過の状況を創出することができました。引き続きキャッシュ・フローの改善を図ってまいります。

７．財務基盤の安定化
2020年１月及び2021年４月に第三者割当による新株予約権の発行を行い、円滑な権利行使が進む中、資本の充実を図ってまいりました。また、前連結会計年度には既存取引金融機関より、新型コロナウイルス感染症特別貸付制度に基づき新たに運転資金として300百万円の借入を実行いたしました。これら調達資金の有効な活用を行い、2022年１月末には当初の懸案事項であった金融機関に返済猶予をいただいていた借入金の元本残高について全額弁済いたしました。今後も企業収益の改善に努め財務基盤の強化に取り組んでまいります。

８．継続した資金調達の実施
当社は、これまでに２回の新株予約権の発行による資金調達を実施しております。当連結会計年度の末日において当該新株予約権による資金調達額は1,562百万円となり、主に運転資金等に充当しております。未行使新株予約権の調達可能額は725百万円であり、当社としては、継続して既存の新株予約権未行使分における行使状況の把握を行い、また、必要であると判断した場合は追加的な資本増強による資金調達を検討してまいります。

(5) 主要な事業内容（2022年１月31日現在）

当社は、ノンレザー素材を用いたカジュアル婦人靴のデザイン・企画及び小売、卸売を主な事業としております。

自社企画商品である「JELLY BEANS」（ジェリービーンズ）等のオリジナルブランドを冠したカジュアルノンレザー婦人靴を、実店舗やＷＥＢ通販による小売販売、他卸売販売をしております。

(6) 主要な営業所及び工場（2022年１月31日現在）

事業所名	所在地
本社	東京都台東区
直営小売店舗	東京都千代田区、他21店舗

(7) 従業員の状況（2022年１月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
67名	41名減	37.3歳	8.7年

（注）従業員数は、役員を除く期末就業人員数であり、役員及び使用人兼務取締役を含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2022年１月31日現在）

借入先	借入額
株式会社商工組合中央金庫	280,694千円

２．株式の状況（2022年１月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　15,080,000株

(2) 発行済株式の総数　7,660,000株　（うち自己株式56,848株）

(3) 株主数　23,087名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	所有株式数	持株比率
天笠　悦藏	549,100株	7.22%
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	517,000	6.80
株式会社ストライダーズ	500,000	6.58
天笠　民子	119,400	1.57
天笠　竜蔵	76,400	1.00
安西　彩子	60,000	0.79
天笠　咲子	60,000	0.79
合田　節子	20,000	0.26
渡邉　広孝	19,800	0.26
海内　栄一	19,700	0.26

（注）１．当社は自己株式を56,848株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点第三位を四捨五入しております。

３．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社の役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

イ．2020年１月31日の取締役会決議に基づき発行した第１回新株予約権

割当日	2020年２月17日
新株予約権の総数	3,500,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式3,500,000株（新株予約権１個につき１株）
発行価額	総額3,500,000円（新株予約権１個につき１円）
行使価額	264円（固定）
割当先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に1,300,000個（1,300,000株）、株式会社ストライダーズに2,200,000個（2,200,000株）
行使期間	2020年２月17日から2022年２月16日
その他	① 行使条件 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 また、本新株予約権の一部行使はできない。 ② 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

（注）上記は新株予約権発行時の内容であり、2021年９月10日の取締役会決議により株式会社ストライダーズが保有する1,650,000個（1,650,000株）はマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に750,000個（750,000株）、株式会社ジオブレインに350,000個（350,000株）、株式会社ジャパンシルバーフリースに350,000個（350,000株）、アドミラルキャピタル株式会社に200,000個（200,000株）譲渡されており、行使期間満了日までに全ての新株予約権が行使されております。

ロ．2021年４月27日の定時株主総会決議に基づき発行した第２回新株予約権

割当日	2021年４月28日
新株予約権の総数	480個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式4,800,000株（新株予約権１個につき10,000株）
発行価額	総額7,920,000円（新株予約権１個につき16,500円）
行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額284円（１株あたり） 本新株予約権の割当日から６ヶ月を経過した日の翌日以降に開催される当社取締役会の決議により、行使価額の修正を行うことができるものとする。これに基づき行使価額の修正が決議された場合、適時開示する。当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該決議が行われた日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90％に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額に修正される。なお、行使価額の修正後の新たな修正は、直前の行使価額修正から６ヶ月以上経過している場合にのみ行うことができるものとし、当該期間を経過していない場合には新たな行使価額修正をすることができないものとする。 なお、修正後の行使価額が158円（以下「下限行使価額」という。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。
割当先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に200個（2,000,000株）、アドミラルキャピタル株式会社に120個（1,200,000株）、株式会社みらい知的財産技術研究所に80個（800,000株）、株式会社ジオブレインに30個（300,000株）、株式会社Caia Projectに30個（300,000株）、株式会社ジャパンシルバーフリースに20個（200,000株）
行使期間	2021年４月29日から2024年４月28日

その他	① 取得条項 本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の１年後の日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の２週間前までに通知したうえで、本新株予約権１個当たり16,500円の価額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。 ② 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

（注）上記の個数は発行時の個数であり、権利行使後の当事業年度末時点での残存新株予約権数は、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社保有分が70個（700,000株）、アドミラルキャピタル株式会社保有分が66個（660,000株）、株式会社みらい知的財産技術研究所保有分が80個（800,000株）、株式会社Caia Project保有分が30個（300,000株）であり、株式会社ジオブレイン及び株式会社ジャパンシルバーフリースは保有しておりません。

４．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年１月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	早川良一	株式会社トラストアドバイザーズ取締役 モバイルリンク株式会社取締役 有限会社増田製麺取締役 株式会社倉敷ロイヤルアートホテル代表取締役 PT. CITRA SURYA KOMUNIKASI 取締役 株式会社みらい知的財産技術研究所取締役 株式会社ストライダーズ取締役会長
取締役	市川裕二	管理系業務担当財務経理部長
取締役	髙橋隆行	
取締役	新井雄一郎	株式会社YK Asset Solutions 代表取締役 成田空港商事株式会社取締役
常勤監査役	池田かおる	税理士法人audience業務執行社員 ベアタスヴィータ合同会社設立社員 株式会社北三陸ファクトリー監査役 株式会社ギア監査役
監査役	塩月潤道	株式会社サニクリーン監査室室長
監査役	角田亮	

（注）１．取締役新井雄一郎氏は、社外取締役であります。
２．監査役塩月潤道氏及び角田亮氏は、社外監査役であります。
３．監査役池田かおる氏は、税理士の資格を有しており、また過去に公認会計士登録の経歴があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は、社外取締役新井雄一郎氏、社外監査役塩月潤道氏及び角田亮氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．当事業年度における監査役の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
角田亮	―	監査役	2021年４月27日

６．当事業年度中に退任した監査役は次のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位及び重要な兼職の状況
遠野栄治	2021年４月27日	辞任	監査役

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等を除く。）及び監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任について、善意かつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額までに限定する契約を締結しております。

⑶ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。なお、保険料は被保険者が一部負担しており、その総払込保険料に対する負担割合は約９％であります。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役及び監査役です。

⑷ 役員報酬等の内容の決定に関する方針

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年２月12日開催の取締役会において、取締役及び社外取締役の意見を聴取したうえで、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

具体的には、各取締役の報酬の決定は、株主総会において承認を得られた報酬等の限度額の範囲内で、取締役会の決議により一任を受けた代表取締役社長が各取締役の責任、役割、業界の水準、会社従業員給与のバランスを考慮し、総合的に決定することとしております。また、中長期的な視点での経営を目指していることから、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は採用せず固定報酬のみとしております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2006年３月29日開催の第16回定時株主総会において年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役は６名です。

監査役の報酬限度額は、2005年３月28日開催の第15回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役は４名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の額については、取締役会決議により一任を受けた代表取締役社長早川良一が決定方針に沿って決定しております。

その権限の内容は取締役の個人別の固定報酬の金額についての決定であり、これらの権限を委任した理由は当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう社外取締役の意見を聴取する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支　給　額
取　締　役	4名	7,500千円
監　査　役	4名	4,650千円
合　　計	8名	12,150千円

（注）１．上記には2021年４月27日をもって退任した監査役１名を含んでおります。
２．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地　位	氏　　名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	新　井　雄一郎	株式会社YK Asset Solutions代表取締役 成田空港商事株式会社取締役	特別の関係はありません。
監査役	塩　月　潤　道	株式会社サニクリーン監査室室長	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地　位	氏　　名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	新　井　雄一郎	15回中15回	―	これまでに経営戦略の企画・立案及び税務の実務に従事した幅広い経験と知見から、適宜必要な発言を行っております。
監査役	塩　月　潤　道	15回中15回	13回中13回	金融機関における長年の豊富な実務経験を活かし、財務・会計の専門的な知見から適宜必要な発言を行っております。
	角　田　　亮	10回中10回	10回中10回	長年にわたるメディア業界に従事し培った豊富な経験と幅広い知見から、適宜必要な発言を行っております。

（注）監査役角田亮氏は2021年４月27日開催の第31回定時株主総会において選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の社外監査役と異なります。なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は10回、監査役会の開催回数は10回であります。

③ 報酬等の総額

当事業年度における社外役員（４名）への報酬等の総額は、4,650千円であります。なお、2021年４月27日をもって退任した社外役員１名を含んでおります。

５．会計監査人の状況

(1) 名称

海南監査法人

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,400千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,400千円

(注) １．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人の解任を検討し、必要あると判断した場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

６．会社の体制及び方針

⑴　業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①　当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（ⅰ）　当社及び子会社の取締役及び使用人は、社会倫理・法令・社内規程を遵守するとともに、その精神を重視した適正かつ健全な企業活動を行う。

（ⅱ）「コンプライアンス規程」等諸規程を整備・改定し、社長直轄内部監査室及び社外を含む監査役を選任することにより、問題がある部署の改善と取締役の職務執行に対する監査機能の維持・向上に努める。

（ⅲ）　コンプライアンスを重要なテーマとして、取締役をメンバーとしたコンプライアンス委員会を適宜開催し、その委員会において各法令事項等について教育、研修し、社員へのフィードバックに努める。

②　取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

稟議書、取締役会等の意思決定に係る情報は、「文書管理規程」「稟議規程」等に基づき、その保存媒体に応じ適切な状態で記録・保存・管理する。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（ⅰ）　リスク管理の基本的事項を「リスク管理基本規程」に定め、同規程に基づき、当社及び子会社のリスク管理体制を構築する。

（ⅱ）　経営に重大な影響を及ぼすリスクを認識し、原則として週１回社長が主宰する「経営会議」等によりその重要度を評価し、対策を検討する。

（ⅲ）　不測の事態が発生した場合には、顧問弁護士を含む外部アドバイザーとともに迅速な対応を行い、損害を最小限度に止める体制を整える。

（ⅳ）　監査役及び内部監査室は、当社及び子会社の各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を社長に報告し、取締役会で定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

（ⅴ）　企業不祥事が発生した場合、原因究明、損害の拡大防止、早期収束、再発防止に努める。

（ⅵ）　専門部署の設置により、品質管理の徹底を図る。

（ⅶ）　災害等の発生に備えて、防災用品の備置や防災管理規程及び防災マニュアルの整備等を行う。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会において、当社及び子会社の年次経営計画に基づく各事業部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われているかを分析し、それを評価することにより事業活動の達成・改善を図る。

⑤　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役会が監査役と協議の上、これを指名することとする。同使用人の指揮は、監査役が行い、評価、人事異動、給与等の改定は、監査役の同意を得た上で決定することで、監査役の指示の実効性及び取締役からの独立性を確保する。

⑥　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

（ⅰ）　監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要書類を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求める。

（ⅱ）　当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社の信用を著しく低下させる事項及び業務または業績に重大な影響を与える事項について、内部通報制度を通じてなど、直ちに監査役に報告し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

（ⅲ）　前項の報告者に対し、報告を理由とした如何なる不利益取扱いを行ってはならない旨を「公益通報者保護規程」に定め、運用を徹底する。

⑦　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（ⅰ）　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理は、当該請求が適正でない場合を除き、適切に処理を行う。

（ⅱ）　内部監査室や監査法人とも情報交換を行い、連携し監査を有効に行う体制を確保する。

⑧　反社会的勢力排除に向けた体制

（ⅰ）「企業倫理指針」において、社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、毅然とした態度を取り、一切の関係を遮断すると定め、不当要請等に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織的に対応する。

（ⅱ）　反社会的勢力排除活動の推進体制は、総務部を対応統括部署として不当要求防止責任者を設置し、被害防止に向けた体制整備に努める。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

（ⅰ） 内部統制システム構築の基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

（ⅱ） 仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば、必要な是正措置を行い、金融商品取引法及びその他関連法令等に対する適合性を確保する。

⑩ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（ⅰ） 子会社の経営については、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。

（ⅱ） 当社の内部監査室による内部監査において、子会社におけるリスクマネジメント、業務の効率化と法令遵守が徹底されているか、検証を行う。

（ⅲ） 子会社は、四半期毎に当社の取締役会に営業報告を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システムの全般的な状況は、当社の経営企画室が中心となり、重要な不備が存在していないか常時モニタリングにより点検し適切な運用が行えるよう取り組んでおります。

また、同部門が中心となって金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

② コンプライアンス

法令違反・不正行為等の早期発見、発生の回避を目的として、公益通報者保護規程の見直しを実施し、ヘルプラインとして内部通報制度を設置しております。当該制度については、全社に告知し周知を図り、取締役及び監査役並びに使用人の全員が法令遵守のマインドをもって執務できるよう体制を整備しております。

また、相談内容が常勤監査役に報告される体制、通報を行った者が不利益取扱いを受けない体制を規定し、運用を推進しております。

③ リスク管理

経営に関する重大な損失または不利益等を管理するためリスク管理基本規程を制定し、リスクの存在、把握、評価、対応策の検討を経営会議等により不断の検証、管理を行っております。

また、社内システムを有効に活用し、迅速な情報の共有はもとより、不測の事態に対応する体制の構築に努めております。

④　企業集団の経営管理

当社の企業集団を組成する子会社の経営管理については、その経営状態、経理の状況について四半期毎に当社の取締役会に報告を行い、当社の管理本部及び経営企画室が統括的な管理を行っております。

(3)　株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4)　親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2022年１月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	820,539	流動負債	314,247
		支払手形及び買掛金	47,487
現金及び預金	476,618	電子記録債務	16,946
		一年内返済予定の長期借入金	33,096
受取手形及び売掛金	137,082	リース債務	9,337
		未払金	111,835
商品及び製品	126,247	未払法人税等	27,493
		返品調整引当金	700
未収消費税等	70,998	株主優待引当金	55,972
		資産除去債務	10,830
その他	9,692	その他	548
		固定負債	312,301
貸倒引当金	△100	長期借入金	247,598
		リース債務	4,877
		退職給付に係る負債	54,740
固定資産	128,428	その他	5,085
		負債合計	626,548
有形固定資産	—	純資産の部	
		株主資本	300,511
無形固定資産	43	資本金	1,092,810
		資本剰余金	1,015,310
投資その他の資産	128,384	利益剰余金	△1,736,533
		自己株式	△71,076
投資有価証券	2,876	その他の包括利益累計額	17,748
		その他有価証券評価差額金	△1,145
差入保証金	118,893	為替換算調整勘定	18,893
		新株予約権	4,159
その他	6,615	純資産合計	322,418
資産合計	948,967	負債・純資産合計	948,967

連結損益計算書

（2021年２月１日から
2022年１月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**1,568,356**
売上原価		**756,394**
売上総利益		**811,962**
販売費及び一般管理費		1,607,308
営業損失		**795,345**
営業外収益		
受取利息	288	
受取配当金	180	
還付消費税等	9,173	
助成金収入	19,228	
補助金収入	7,982	
その他	1,606	38,461
営業外費用		
支払利息	7,867	
支払保証料	2,871	
新株予約権発行費	9,308	
退店違約金	1,523	
為替差損	2,568	
その他	1,110	25,249
経常損失		**782,133**
特別損失		
減損損失	26,000	
投資有価証券評価損	7,200	
特別退職金	13,405	
臨時休業による損失	13,279	59,884
税金等調整前当期純損失		**842,018**
法人税、住民税及び事業税	19,663	19,663
当期純損失		**861,682**
親会社株主に帰属する当期純損失		**861,682**

連結株主資本等変動計算書

（2021年２月１日から
2022年１月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年２月１日期首残高	537,325	459,825	△874,851	△71,076	51,222
当連結会計年度中の変動額					
新株の発行	555,485	555,485			1,110,971
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△861,682		△861,682
新株予約権の発行					
自己株式の取得					—
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）					
当連結会計年度中の変動額合計	555,485	555,485	△861,682	—	249,288
2022年１月31日期末残高	1,092,810	1,015,310	△1,736,533	△71,076	300,511

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
2021年２月１日期首残高	△700	13,761	13,060	1,770	66,053
当連結会計年度中の変動額					
新株の発行				△5,531	1,105,440
親会社株主に帰属する当期純損失（△）					△861,682
新株予約権の発行				7,920	7,920
自己株式の取得					—
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	△444	5,132	4,687		4,687
当連結会計年度中の変動額合計	△444	5,132	4,687	2,389	256,365
2022年１月31日期末残高	△1,145	18,893	17,748	4,159	322,418

貸借対照表

(2022年１月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**783,256**	**流動負債**	**314,811**
		電子記録債務	16,946
現金及び預金	437,193	買掛金	48,133
		一年内返済予定の長期借入金	33,096
受取手形	19,695	リース債務	9,337
		未払金	111,835
売掛金	117,387	未払法人税等	27,411
		前受金	249
商品及び製品	128,904	預り金	283
		返品調整引当金	700
前払費用	5,895	株主優待引当金	55,972
		資産除去債務	10,830
未収消費税等	70,998	その他	16
		固定負債	**312,301**
その他	3,282	長期借入金	247,598
		リース債務	4,877
貸倒引当金	△100	資産除去債務	5,085
		退職給付引当金	54,740
固定資産	**156,983**	**負債合計**	**627,112**
		純資産の部	
有形固定資産	**—**	**株主資本**	**310,113**
		資本金	**1,092,810**
無形固定資産	**—**	**資本剰余金**	**1,015,310**
		資本準備金	1,015,310
投資その他の資産	**156,983**	**利益剰余金**	**△1,726,931**
		その他利益剰余金	△1,726,931
投資有価証券	2,876	別途積立金	68,035
		繰越利益剰余金	△1,794,966
関係会社出資金	28,599	**自己株式**	**△71,076**
		評価・換算差額等	**△1,145**
差入保証金	118,893	**その他有価証券評価差額金**	**△1,145**
		新株予約権	**4,159**
その他	6,615	**純資産合計**	**313,127**
資産合計	**940,239**	**負債・純資産合計**	**940,239**

損　益　計　算　書

（2021年２月１日から
2022年１月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		**1,568,356**
売上原価		**763,958**
売上総利益		**804,398**
販売費及び一般管理費		1,595,397
営業損失		**790,999**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	183	
還付消費税等	9,173	
助成金収入	19,228	
補助金収入	7,982	
その他	1,377	37,946
営業外費用		
支払利息	7,867	
支払保証料	2,871	
新株予約権発行費	9,308	
退店違約金	1,523	
為替差損	2,412	
その他	769	24,752
経常損失		**777,804**
特別損失		
減損損失	26,000	
投資有価証券評価損	7,200	
特別退職金	13,405	
臨時休業による損失	13,279	59,884
税引前当期純損失		**837,689**
法人税、住民税及び事業税	19,663	19,663
当期純損失		**857,353**

株主資本等変動計算書

（2021年２月１日から
2022年１月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金	
2021年２月１日期首残高	537,325	459,825	459,825	68,035	△937,612	△869,577
当事業年度中の変動額						
新株の発行	555,485	555,485	555,485			
当期純損失（△）					△857,353	△857,353
新株予約権の発行						
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）						
当事業年度中の変動額合計	555,485	555,485	555,485	—	△857,353	△857,353
2022年１月31日期末残高	1,092,810	1,015,310	1,015,310	68,035	△1,794,966	△1,726,931

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2021年２月１日期首残高	△71,076	56,495	△700	△700	1,770	57,565
当事業年度中の変動額						
新株の発行		1,110,971			△5,531	1,105,440
当期純損失（△）		△857,353				△857,353
新株予約権の発行					7,920	7,920
自己株式の取得		—				—
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）			△444	△444		△444
当事業年度中の変動額合計	—	253,617	△444	△444	2,389	255,561
2022年１月31日期末残高	△71,076	310,113	△1,145	△1,145	4,159	313,127

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年３月30日

株式会社アマガサ
　取締役会　御中

海南監査法人
東京都渋谷区

指定社員
業務執行社員　公認会計士　溝　口　俊　一

指定社員
業務執行社員　公認会計士　仁戸田　　学

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アマガサの2021年２月1日から2022年１月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アマガサ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性
　継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度を含めると４期連続した営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上、並びに６期連続した親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当連結会計年度においては、売上高は前連結会計年度に比較して34.2％減少し、営業損失795百万円及び親会社株主に帰属する当期純損失861百万円を計上している状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項
1. 重要な後発事象(1)に記載されているとおり、当連結会計年度の末日後、2022年３月30日までの間に第1回新株予約権の一部行使が行われた。
2. 重要な後発事象(2)に記載されているとおり、会社は、2022年３月18日開催の取締役会において第三者割当による第３回新株予約権の発行を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年３月30日

株式会社アマガサ
　取締役会　御中

海南監査法人

東京都渋谷区

指定社員
業務執行社員　公認会計士　溝　口　俊　一

指定社員
業務執行社員　公認会計士　仁戸田　　学

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アマガサの2021年２月１日から2022年１月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性
　継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度を含めると４期連続した営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上、並びに６期連続した当期純損失を計上し、当事業年度においては、売上高は前事業年度に比較して34.2%減少し、営業損失790百万円及び当期純損失857百万円を計上している状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項
1. 重要な後発事象(1)に記載されているとおり、当事業年度の末日後、2022年３月30日までの間に第1回新株予約権の一部行使が行われた。
2. 重要な後発事象(2)に記載されているとおり、会社は、2022年３月18日開催の取締役会において第三者割当による第３回新株予約権の発行を決議した。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年２月１日から2022年１月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年３月31日

株式会社アマガサ　監査役会

常勤監査役　池田　かおる　㊞

社外監査役　塩月　潤道　㊞

社外監査役　角田　亮　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

（１）　当社株式の流動性の向上及び将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするため、発行可能株式総数を2022年３月31日現在の発行済株式数の４倍に相当する数に拡大させることを目的として、現行定款第６条（発行可能株式総数）に規定する発行可能株式総数を現行の15,080,000株から31,040,000株に変更するものであります。

（２）　「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

①　変更案第１６条第１項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

②　変更案第１６条第２項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

③　株主総会参考書類等のインターネット開示の規定（現行定款第１６条）は不要となるため、これを削除するものであります。

④　上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更個所を示しております。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第２章　　株　　式	第２章　　株　　式
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、 １５，０８０，０００株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、 ３１，０４０，０００株とする。
第３章　　株　主　総　会	第３章　　株　主　総　会
（株主総会参考書類等のインターネット開示） 第１６条　当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削除）
（新設）	（電子提供措置等） 第１６条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ②　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
（新設）	（附則） １．　変更前定款第１６条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除及び変更後定款第１６条（電子提供措置等）の新設は、2022年９月１日から効力を生ずるものとする。 ２．　前項の規定にかかわらず、2023年２月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第１６条はなお効力を有する。 ３．　本附則は、2023年３月１日又は前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第２号議案　第三者割当による第３回新株予約権発行の件

当社は、2022年３月18日開催の取締役会において、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下「マイルストーン社」といいます。）、株式会社ジャパンシルバーフリース（以下「ジャパンシルバーフリース社」といいます。）、アドミラルキャピタル株式会社（以下「アドミラル社」といいます。）、株式会社ジオブレイン（以下「ジオブレイン社」といいます。）に対して、下記１の要領にて、第三者割当により新株予約権を発行すること（以下「本新株予約権」といいます。）を決議いたしましたが、本議案の新株予約権のすべてが行使された場合、当社普通株式は25％以上の大規模な希薄化となるため、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に基づき、本定時株主総会にて、本割当先に対して第三者割当による新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案の承認に係る効力の発生は、第１号議案が承認可決されることを条件といたします。

１．募集の概要及び発行する新株予約権の内容

（１）　割当日	2022年４月28日
（２）　新株予約権の総数	800個
（３）　発行価額	総額8,000,000円 （新株予約権１個につき10,000円）
（４）　当該発行による潜在株式数	8,000,000株（新株予約権１個につき10,000株）
（５）　資金調達の額	2,000,000,000円 （差引手取概算額:1,992,000,000円） （内訳）新株予約権発行による調達額：8,000,000円 新株予約権行使による調達額：1,992,000,000円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。

（６） 行使価額	当初行使価額249円（１株あたり） 本新株予約権の割当日から６ヶ月を経過した日の翌日以降に開催される当社取締役会の決議により、行使価額の修正を行うことができるものとします。これに基づき行使価額の修正が決議された場合、適時開示致します。当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該決議が行われた日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90％に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。なお、行使価額の修正後の新たな修正は、直前の行使価額修正から６ヶ月以上経過している場合にのみ行うことができるものとし、当該期間を経過していない場合には新たな行使価額修正をすることができないものとします。 なお、修正後の行使価額が125円（以下「下限行使価額」といいます。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。
（７） 募集又は割当て方法 （割当予定先）	第三者割当の方法により、本新株予約権を、マイルストーン社に400個（4,000,000株）、ジャパンシルバーフリース社に200個（2,000,000株）、アドミラル社に100個（1,000,000株）、ジオブレイン社に100個（1,000,000株）、それぞれ割り当てます。

（8） その他	① 取得条項 本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の１年後の日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の２週間前までに通知したうえで、本新株予約権１個当たり10,000円の価額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。 ② 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。また、本割当契約には、当社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、割当契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継させることを条件とする旨が定められることを予定しております。 ③ 当社による本新株予約権の行使停止指定及び行使停止指定の撤回 当社は、割当予定先との間で次の内容を含む本割当契約を締結します。当社は、その裁量により、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部を行使することができない期間（以下「停止指定期間」という。）を随時、何度でも指定（以下「行使停止指定」という。）することができます。停止指定期間の長さは当社の裁量により決定します。当社の取締役会が行使停止指定を決定した場合、割当予定先に対し、行使停止指定を行う旨及び停止指定期間を通知します。なお、当社は、停止指定期間の開始日については、行使停止指定を行う旨を通知した日の２取引日以降の日を定めるものとします。当社は、その裁量により、一旦行った行使停止指定をいつでも将来に向かって撤回することができ、当社の取締役会が行使停止指定の撤回を決定した場合、割当予定先に対し行使停止指定の撤回に係る通知を行います。なお、当社は、上記の行使停止指定又は行使停止指定の撤回に係る通知を行った場合には、その旨を適時開示いたします。 ④ その他 上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力が発生していること並びに本定時株主総会において本第三者割当の議案及び発行可能株式総数の増加を含む定款一部変更の議案が承認されることを条件とします。

（注）第３回新株予約権の内容の詳細につきましては、株式会社アマガサ第３回新株予約権発行要項（別紙）をご参照ください。

２．本新株予約権の発行の目的及び理由

当社グループは、当社（株式会社アマガサ）及び子会社（天笠靴業（上海）有限公司）により構成されており、ノンレザー素材（天然皮革以外の素材の総称）を用いた婦人靴のデザイン・企画、卸事業、小売事業をしております。当社は、35年前にオリジナルブランド「JELLY BEANS」（ジェリービーンズ）を発表して以来、若年女性を中心に高い支持を得ることができ、大手靴小売業や靴専門店への卸事業を主軸に、百貨店、アパレルショップ等の取引先店頭や直営店舗等のさまざまな販売チャネルを通じて販売し、2016年１月期には売上高7,269百万円、営業利益185百万円、経常利益184百万円、親会社株主に帰属する当期純利益46百万円に達し順調に成長しておりました。

しかしながら、その後の婦人靴市場を取り巻く環境は徐々に悪化しました。販売対象である若年層の人口減少、消費者の節約志向やＥＣ専門事業者の台頭により価格競争が激化し、卸先である専門店は、廃業又は大手小売に吸収されるなどして減少したため、利益の柱であった卸事業の売上の減少は止まりませんでした。さらに小売事業においても、これまで出店の引き合いがあった場合に受動的に検討しており、当社商品群と出店先の消費者選好の分析が十分ではなく、競争力の劣化により採算性の悪さが顕在化し、複数の店舗において投資費用の回収が困難となり収益を圧迫しました。こうした状況を改善するために、当社は、収益改善戦略（利益率の改善、販売機会ロスの低減、非効率な在庫処理、予算と戦略のギャップの分析と解消、不明確なブランディングの修正、全社的な大胆なコスト削減等）を策定し実施してきましたが、当社の主力事業である卸事業及び小売事業の売上減少を止めることはできず、2017年１月期（売上高6,569百万円、営業損失79百万円、経常損失135百万円、親会社株主に帰属する当期純損失436百万円）、2018年１月期（売上高5,902百万円、営業利益44百万円、経常利益23百万円、親会社株主に帰属する当期純損失80百万円）、2019年１月期（売上高5,281百万円、営業損失156百万円、経常損失173百万円、親会社株主に帰属する当期純損失825百万円）に大幅な当期純損失を計上することとなりました。また、過去に卸事業の拡大のために購入した不動産の借入返済額が当社のキャッシュ・フローを圧迫し、更なる財務体質の悪化を招くこととなり、2019年３月の決算短信において、継続企業の前提に重要な疑義がある旨を開示することとなりました。さらに、売上高の減少は続き、2020年１月期（売上高4,803百万円、営業損失266百万円、経常損失275百万円、親会社株主に帰属する当期純損失254百万円）においても、大幅な当期純損失を計上するに至りました。

このような状況下において、当社は、資金面での対策を図るべく、2019年５月に金融機関から一定期間の元本返済猶予を受けることができました。また、不採算店舗の整理、物流体制の見直しによって余剰化した不動産の処分や、本社要員を中心とする

リストラに着手しました。当社は、この改善計画に基づき、人件費を圧縮し、小売事業とＥＣ事業の物流を外部委託することにより余剰化した不動産を売却し、その代金により一部弁済を実施し、金融機関債務を圧縮することができましたが、金融機関からの元本返済猶予だけでは資金的に限界があることから、当社は、創業以来の卸事業及び小売事業での成功体験から脱却し、経営の抜本的な変革を行うことが企業存続の絶対条件であると判断したことから、2020年１月にマイルストーン社（本店所在地：東京都千代田区大手町一丁目６番１号、代表取締役 浦谷 元彦）及び株式会社ストライダーズ（本店所在地：東京都港区新橋五丁目13番５号、代表取締役社長 早川良太郎、以下「ストライダーズ社」といいます。）に対して第１回新株予約権の発行による資金調達を実施、同年４月には代表取締役の交代を実施する等、抜本的な経営変革として事業施策や財務施策を実施してまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、一部店舗閉鎖など販売ルートの棄損により、企業改革は立ち上がりから苦難を強いられました。卸事業における取引先への販売売上高及び小売事業における店舗売上高が激減したため、2021年１月期においても、当初予定を大きく下回る売上高2,385百万円、営業損失788百万円、経常損失801百万円、親会社株主に帰属する当期純損失786百万円を計上するに至りました。さらに、断続的に新型コロナウイルス変異株の感染拡大が起こることによって、販売は安定せず、売上高回復の機会を得ることができませんでした。当社は、2021年３月に本社売却に伴い、本社を浅草から上野に移転し、あわせて徹底的なリストラを断行して３回にわたる希望退職制度の適用によって本社人員も、2019年１月末比で34人削減すると同時に、店舗数も同じく16店舗減少しました。このようなダウンサイジングによって、人件費等を一定程度削減することはできたものの、2022年１月期においては、直営店舗、百貨店店舗の継続的な閉鎖による売上減少により売上高1,568百万円、営業損失795百万円、経常損失782百万円、親会社株主に帰属する当期純損失861百万円を計上することとなり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が続いております。

2020年年初から世界的に新型コロナウイルス感染症が蔓延し、当初は、短期間で収束するであろうという楽観的な期待があったものの、新型コロナウイルス変異株の感染拡大等もあり、その後２年間にわたり人流抑制を引き起こし、外出してファッションを楽しむ、又はビジネスシーンでの必需品として購入をするという基本的な購買意欲を著しく減退させるとともに、リモートワークの定着など生活スタイルが大きく変化しました。このような状況を踏まえ当社は、今後も、世界的な潮流がウィズコロナ禍となっても、生活スタイルと新しい価値観に基づくライフスタイルは進行していくと判断し、直営店舗につきましては2021年１月末は29店、2022年１月末時点で上野本社店を入れて22店となっております。2022年年初からの新型コロナウイルスオミクロン株の蔓延による全国規模での感染症対策により、店舗営業への悪影響が出ており、また、将来的にも新型コロナウイルスの変異種の出現も懸念され、当社の店舗営業収

支に対して更なる悪影響が出る可能性があります。当社としては、従来2023年１月末で18店ほどの直営店維持を検討しておりましたが、今後の状況によっては当初予定数より減少する可能性があります。

当社の資金面においては、上記の第１回新株予約権行使によって調達した資金を、2020年４月の緊急事態宣言による全店舗休店という事態に伴い、営業キャッシュ・フローの赤字を補填するために充当し、さらなる構造改革にともなう当面の運転資金の確保と、金融機関との取引正常化のための弁済原資を調達するため第２回新株予約権480個（480万株相当）を2021年４月の株主総会決議を経て発行いたしました。引受先はマイルストーン社、アドミラル社、株式会社みらい知的財産技術研究所、ジオブレイン社、株式会社Caia Project、ジャパンシルバーフリース社の６社でした。なお、第１回新株予約権行使により調達した資金については、2021年２月12日に「第１回新株予約権の資金使途変更に関するお知らせ」にて資金使途変更を公表しておりますが、第１回新株予約権の引受先の１社であったストライダーズ社から新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で観光需要低迷によるホテル部門不振のため第１回新株予約権を早々に行使することは困難な状況であるため、ストライダーズ社より第２回新株予約権引受先のうちマイルストーン社、アドミラル社、ジオブレイン社及びジャパンシルバーフリース社の４社に対して譲渡承認の要請があり、当社としては、譲渡先４社に譲渡されることで行使され、当社による資金調達の蓋然性が高まるとの判断から譲渡を承認しました。結果として、第１回新株予約権は４社に譲渡後、すべて行使されており、調達資金は下記（参考資料）のように充当いたしました。なお、第２回新株予約権の行使状況は以下の通りであり、割当てした480個（480万株相当）のうち、246個（246万株）が未行使となっております。

また、2022年１月末に懸案事項であった、金融機関に返済猶予をいただいていた元本残高について2021年10月末に39百万円の内入れと2022年１月末に245百万円を全額弁済し、2022年１月末において返済猶予の状況であった金融機関からの借入を完済いたしました。現状の有利子負債は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による業績悪化に対応するため、2020年７月に株式会社商工組合中央金庫から「新型コロナウイルス感染症特別貸付」として調達した借入期間10年の300百万円（2022年１月末残高281百万円）のみとなっております。他方、2022年１月末の現預金残高は、476百万円、純資産は322百万円、自己資本比率は33.5％となっております。今後の業績予想は未定ではありますが、第２回新株予約権の未行使分の行使が進んだ場合、資金使途に適合した支出を行っていきます。具体的な資金使途内容は①依然脆弱な収益力を補填するための運転資金の不足への充当、②2023年１月期に向けてさらなる直営店舗の退店加速によって生じる撤退費用への充当、③当初予定したオーダーシューズ事業など婦人靴事業の事業領域拡大への必要資金等への充当となっております。なお、第２回新株予約権の行使価額は当初固定されておりますが、割当日から６ヶ月を経過した日の翌日以降、当社取締役会の判断にて行使価額修正決議を行うことが可能であります。当社

は、第２回新株予約権の行使価額の修正については、本新株予約権の行使価額と第２回新株予約権の行使価額の乖離、各新株予約権の行使の進捗状況、当社の今後の株価動向を総合的に判断し慎重に検討してまいります。当社が、第２回新株予約権に未行使分がある中、本新株予約権発行による資金調達を実施する理由は、コロナ禍終息の目途が依然不透明な状況であることを鑑み、追加の運転資金の確保及び当社の既存事業の収益力を補う新規事業の強化を目的として、資金調達を行うことが必要であると判断いたしました。

当社は2022年４月から予定される株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の市場区分の見直しに関して、2021年12月10日にグロース市場を選択する申請書を提出いたしましたが、移行基準日時点（2021年６月30日）において、時価総額が40億円未満となっており、当該市場の上場維持基準を一部充たしていないことから、新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書を提出いたしました。当社は2022年１月末時点においても時価総額については基準を充たしておりません。当社は、時価総額40億円を達成するには、当社が2021年４月16日に公表いたしました「2022年１月期～2024年１月期　中期経営計画」に記載した、事業施策、財務施策の実施が重要であると考えており、これらの施策を実施するためにはまとまった資金が必要となります。また、コロナ禍終息の目途が依然不透明な状況であることを鑑みると、今後も経営の安定を目指す上で、運転資金の確保及び更なる経営基盤の確保を実施するための新規事業の強化を目的として、新株予約権発行による資金調達を行うことといたしました。さらに、2022年１月末の当社の純資産は322百万円、自己資本比率は33.5％となっており、今後の販売成績によっては、当社は債務超過に陥る可能性があります。本新株予約権発行による資金調達は、債務超過の回避及び自己資本比率の改善も図れるものと考えております。

なお、本新株予約権には、上記「１．募集の概要及び発行する新株予約権の内容」に記載のとおり、既存株主の皆様の株式価値の希薄化抑制を図りつつ、機動的な資金調達を実行することを目的とするため、「（８）その他」に記載の仕組みが設定されております。具体的には、同①記載の「取得条項」の仕組みにより、当社は取得決議を行うことを通じて、当社の事業状況にあわせて将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得決議に基づき本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。さらに、同②記載の「譲渡制限」の仕組みにより、本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当で発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、割当契約には、当社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、割当契約上の割当予定先の地位を譲渡先に承継させることを条件とする旨が定められることを予定しております。加えて、同③記載の「行使停止指定」の仕組みを通じて、

当社が本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることにより、当社の資金需要及び市場環境等を勘案しつつ、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制しながら機動的に資金を調達することが可能となります。なお、かかる行使停止指定の仕組みについては、当社と割当予定先との間で締結予定の割当契約にて定めることを予定しております。

このような仕組みに加え、上記「１．募集の概要及び発行する新株予約権の内容」「（６）行使価額」に記載のとおり、行使価額は当初固定されておりますが、本新株予約権の割当日から６ヶ月を経過した日の翌日以降に開催される当社取締役会の行使価額修正決議により、株価上昇時には資金調達金額の増加、株価下落時には調達金額が減少する可能性はあるものの、資金調達の蓋然性を高めることができ、柔軟な資金調達が可能となります。また、行使価格の修正により修正後の市場売却が集中する可能性が考えられますが、上記「行使停止指定」の仕組みがあることで、当社資金需要を考慮した上での当社取締役会の判断により本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることが可能であると考えております。

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資、第三者割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。銀行借入による資金調達は、返済猶予をいただいていた金融機関からの借入を完済したというものの、2022年１月まで返済猶予を取引金融機関にお願いしていた中では現実的な選択肢ではなく、また、今回の資金用途である各新規事業強化における投資資金は回収期間が長期となる見込みであるところ、各金融機関に多額の融資に応じていただいた場合、負債性のある資金調達を追加して実施することで自己資本比率の低下を招くとの理由から、既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、直接金融による資金調達方法を選択し、その検討を行いました。その検討において、公募増資については、調達に要する時間及びコストが第三者割当増資より割高であること、また、第三者割当増資による新株式の発行については、将来の１株当たりの期待利益の希薄化を一度に引き起こし、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられ、主要取引先を中心に第三者割当増資による新株式の発行の検討を行いましたが、引受の了承を得られる先を見出すことは困難でありました。したがいまして、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。また、行使価額修正条項付き新株予約権（ＭＳワラント）については、株価下落局面においても、一定の資金調達の効果はあるものの、株価下落を引き起こす可能性があり、当社の計画する資金調達額を満たすことが困難であると考え今回の資金調達方法としては、適当ではないと判断しました。

以上より、当社は、資金調達を実施するにあたり、このような仕組みにより第三者割当による本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。

参考資料

＜第１回新株予約権行使による資金使途＞

（単位：百万円）

資金使途	当初資金使途金額 （支出予定時期）	変更後 資金使途金額 （支出予定時期）	充当実績 （2022年２月末日時点）
①　運転資金	100 （2020年３月～ 2021年１月）	648 （2020年３月～ 2022年２月）	648
②　不採算店舗の撤退及び店舗改装費用	80 （2020年３月～ 2020年12月）	80 （2020年３月～ 2021年９月）	80
③　ＥＣ事業の強化及びプロモーション費用	100 （2020年３月～ 2021年５月）	100 （2020年３月～ 2021年12月）	100
④　人員の再配置に伴う費用	20 （2020年３月～ 2020年12月）	60 （2020年３月～ 2021年５月）	60
⑤　海外メーカー選定のための調査費用	20 （2020年３月～ 2021年５月）	20 （2020年３月～ 2021年９月）	20
⑥　有利子負債弁済資金	588 （2021年５月～ 2022年５月）	－	－
調達総額	908	908	908

＜第２回新株予約権行使による資金使途＞

（単位：百万円）

資金使途	資金使途金額 （支出予定時期）	充当実績 （2022年２月末日時点）
①　運転資金	763.12 （2021年４月～2024年４月）	350
②　不採算店舗の撤退及び店舗改装費用	100 （2021年４月～2022年７月）	21
③　事業領域拡大資金	250 （2021年４月～2024年４月）	43
④　有利子負債弁済資金	250 （2021年９月～2024年４月）	250
調達総額	1,363.12	664

３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（１）調達する資金の額

調達する資金の総額　2,000,000,000円

内訳（新株予約権の発行による調達額）　8,000,000円

（新株予約権の行使による調達額）	1,992,000,000円
発行諸費用の概算額	8,000,000円
差引手取概算額	1,992,000,000円

（注）１．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
２．発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権評価費用2,000,000円、登記費用関連費用1,500,000円、その他諸費用（弁護士費用・株式事務手数料・外部調査費用）4,500,000円となります。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用及び株式事務手数料は減少します。
３．行使価額が修正又は調整された場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

（２）調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額1,992,000,000円については、①運転資金、②ＳＤＧｓ商品販売事業資金、③美術品販売事業資金、④ゲーム事業・デジタルコンテンツ投資資金に充当する予定です。具体的な内訳は以下のとおりです。

具体的な使途	金　額（百万円）	支出予定時期
①　運転資金	1,066	2022年４月～2025年４月
②　ＳＤＧｓ商品販売事業資金	160	2022年４月～2025年４月
③　美術品販売事業資金	316	2022年４月～2025年４月
④　ゲーム事業・デジタルコンテンツ投資資金	450	2022年４月～2025年４月

（注）１．今回調達した資金について、実際に支出するまでは、当社金融機関普通預金口座にて管理することとしています。
２．各資金使途の優先順位としては、現時点における優先順位の順に上から記載しており、優先順位の高位から順次充当して参りますが、今後の状況に応じ、適宜見直しを行う可能性があります。調達する資金の額が、上記①運転資金1,066百万円に満たない場合は、代替資金調達手段を検討して実施する可能性があります。また、上記②ＳＤＧｓ商品販売事業資金、③美術品販売事業資金、④ゲーム事業・デジタルコンテンツ投資資金については、新規事業への着手のタイミングから時系列で記載しており、それぞれの事業の進捗に応じて、当社の計画に従って資金を充当してまいりますが、資金調達の状況に応じて、それぞれの事業規模の縮小及び変更又は代替資金調達手段を検討して実施する可能性があります。その場合、その旨を速やかに適時開示する予定です。当社の資金計画において、今後３年間の運転資金の必要額は、第２回新株予約権及び本新株予約権の運転資金の合計額となっております。また、今後も断続的に新型コロナウイルス変異株の感染拡大が起こることによって、販売活動が安定裡に推移せず、売上高回復の機会を得ることができない場合を想定し運転資金の確保が必要になる可能性があります。このような不透明な状況において、当社は本新株予約権及び第２回新株予約権により運転資金を調達する計画ですが、残存する第２回新株予約権と本新株予約権の行使については、割当予定先及び新株予約権保有先の意思決定により行使されるため、当社がコントロールすることは難しく、他律的になるため運転資金の支出予定時期は重複する結果になっております。

上記資金使途の概要は以下のとおりです。

① コロナ禍終息の目途が依然不透明な状況であることを鑑み、新株予約権発行による調達資金のうち1,066百万円については、当社の運転資金として、人件費（月額約20百万円）、地代家賃（月額約５百万円）、その他諸経費等の一部に充当することを計画（支出予定時期：2022年４月から2025年４月）しております。

② 調達資金のうち160百万円をＳＤＧｓ商品販売事業として、初年度に月間商品仕入代金３百万円、直接販売経費等１百万円の支払いとして年間で40百万円、２年目と３年目にそれぞれ月間商品仕入代金3.5百万円、直接販売経費等1.5百万円の支払いとして年間60百万円ずつ充当いたします。当社は、2021年５月にアッシュ・ペー・フランス株式会社創業者の村松孝尚氏が主宰するクリエイティブディレクションとブランド戦略支援を行う「村松孝尚株式会社」（東京都台東区東上野２丁目22番６号、代表取締役　村松　孝尚）（以下「村松事務所」といいます。）との業務提携を行いました。当社は、新規事業として2021年10月より、村松事務所のディレクションによる生活関連領域のＳＤＧｓ関連商品を主力とした商品の販売を行っております。当社は、村松事務所と協議のうえ、婦人靴以外の小売事業を積極的に拡大すべきとの判断から、生活関連のマーチャンダイズを実行し、小売事業に付随する新商品・新商材の販売として新たな売上・収益となることを目指しております。村松事務所からはニューヨーク及びロサンゼルスの輸出業者からの仕入を検討しておりますが、概ね月額商品仕入額１百万円ほどになると想定しております。現在、上野本社店舗にて販売活動を行っておりますが、今後はＥＣサイトでの販売に傾注していく予定です。

③ 調達資金のうち316百万円を美術品販売事業に充当いたします。当社は、2021年11月に「上野アートビレッジ」の屋号をもって、アートをテーマとした新たな事業を開始し、現代美術家の絵画作品等に投資を行います。主に、新進の現代美術家を中心とした芸術家の育成とそのマネジメント及び今後取得する美術品の販売によるキャピタルゲイン獲得を行うことで、当社の収益獲得の機会を得ることを目的としております。作品は上野本社に設営したギャラリーに常設展示すると同時にＥＣサイトにて販売活動と価格等の情報提供をいたします。また、東大発スタートアップ企業のスタートバーン株式会社の協力を得て、NFTアートの領域にも進出することとなり、デジタルで彫刻や立体作品などを制作する３Ｄアート作家を主体に販売活動を行っていきます。美術品販売事業の内訳としましては、美術品取得のための仕入代金として当初２年間で120百万円、そして業界での認知度をあげて３年目には、セカンダリーでの調達を積極化し124百万円を支出する予定です。販売サイクルを６カ月とし、回収した資金は再投資に向けます。また、初年度に販促費12百万円、什器備品などの機材調達資金30百万円の支出を予定いたします。事業開始に際しましては、2021年11月12日付「新たな事業（美術商事業）の開始に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、 大丸下関店にてギャラリーを展開するU.W. galleryby KANMON U.W.（住所：山口県下関市竹崎町４丁目４－10 大丸下関店 ６Ｆ KANMON U.W. 内、代表者： 代表取締役 大川 教）と提携して仕入販売を行ってまいります。また、事業開始後２年目を目途に約30百円を投資して上野本社とは別に、ギャラリーを開設していく予定です。

④ 調達資金のうち450百万円をゲーム事業、デジタルコンテンツ投資に関わる合弁事業に充当いたします。毎年数本のゲームへの投資により初年度は50百万円、２年は155百万円、３年目は245百万円程度を投資します。当社は、今年１月に独立系

ゲーム会社として、市場調査・企画等の上流からリリース、運営など下流工程までのゲーム事業を一貫して展開しておりますポッピンゲームズジャパン株式会社（東京都港区新橋三丁目11－８　オーイズミ新橋第２ビル802号室　代表取締役社長　谷口　祐一郎）（以下「ＰＧＪ社」といいます。）と業務提携を行いました。業務提携により具体的には共同でゲームを制作します。ＰＧＪ社は、ムーミン、ピーターラビット、クレヨンしんちゃん、Dr.Stone(ドクターストーン)などの有名キャラクターを活用したシミュレーションゲーム、カジュアルゲームなど高品質で収益性の高いゲーム開発を強みとしております。当社は、2021年12月に公表いたしました「事業計画及び成長可能性に関する説明資料」に記載したとおり、今後の発展と飛躍に向けた施策のポイントとして、事業モデルの変革、特に事業の多角化を掲げております。また、婦人靴の販売チャネルを実店舗からＥＣにシフトさせるなかで、ＥＣ事業者としてのサイト運用能力を高め、消費者の購買行動へより積極的に関与することが重要となっております。こうしたことを背景に、タイムマネジメントゲームといわれる領域の共同開発に取り組みます。ゲームにおいては、スポンサー企業からの広告収入とゲーム内でのアイテムへの課金により収益を創出いたします。また、ゲームをＥＣ販売と連携することで、当社商品の販売力強化につなげＢｔｏＣ事業の拡大を図ります。将来的には、ゲーム事業の展開によって蓄積したノウハウを生かして、他業界においてもゲームを販売ツールとして活用できるように、ＰＧＪ社とゲーム開発で協調します。ＰＧＪ社とは、それぞれの開発ゲームごとに合弁会社又は、当社で投資ビークルを設立していくことになりますが、調達資金は主にゲームの開発資金としてＰＧＪ社への制作委託費用として費消される予定です。さらに共同でキャラクター及びＩＰ（知的財産）等の育成を図ることにより、仮想空間サービスとして期待されるようメタバース市場での展開の準備も整えて適切に投資を実施してまいります。当社としては、ゲーム事業への進出と同時にＥＣサイトとの販売連携を検討しておりますが、今後は実店舗からメタバース空間での販売活動が普及してくるものと想定しております。そのため、メタバース構築を手掛けるＩＴ企業からの助言を得て、靴事業だけのメタバース空間の創造と、その発展形としてのファッション業界全般の世界観を有するメタバースの構想をもっております。費用としては、2024年１月期及び2025年１月期のメタバースの投資費用それぞれ85百万円、99百万円を見込んでおります。

上記記載のとおり、当社は、ゲーム事業の展開は、経営基盤確保のための新規事業の強化の目的と当社既存事業であるＥＣ販売との連携による当社商品の販売力強化及び当社の今後の事業の多角化の目的に寄与し、当社の企業価値向上につながる事業であると判断しております。

４．資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期（２)調達する資金の具体的な使途」に記載の資金使途に充当することにより、経営再建を目指すことが可能となるとともに、財務体質の改善が図られ、ひいては当社の企業価値及び株主価値の向上につながるものと考えており、その資金使途は合理的であると判断しております。

５．割当予定先の概要

①マイルストーン社の概要

（1）	名称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
（2）	所在地	東京都千代田区大手町一丁目６番１号
（3）	代表者の役職・氏名	代表取締役 浦谷 元彦
（4）	事業内容	投資事業
（5）	資本金	10百万円
（6）	設立年月日	2012年２月１日
（7）	発行済株式数	200株
（8）	決算期	１月31日
（9）	従業員数	４人
(10)	主要取引先	株式会社ＳＢＩ証券
(11)	主要取引銀行	株式会社みずほ銀行
(12)	大株主及び持株比率	浦谷 元彦 100%
(13)	当事会社間の関係	
	資本関係	当該会社は当社普通株式を527,500株及び当社新株予約権を70個（700,000株）保有しております。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
	人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
	取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

②ジャパンシルバーフリース社の概要

（1）	名称	株式会社ジャパンシルバーフリース
（2）	所在地	大阪市西区南堀江１丁目21番４号 JSビル
（3）	代表者の役職・氏名	代表取締役　福光　一七
（4）	事業内容	毛皮、レザー、布帛、ニット、ダウン、バックなどのOEM/ODM毛皮付属製造輸入卸
（5）	資本金	25百万円
（6）	設立年月日	1978年５月24日
（7）	発行済株式数	50,000株
（8）	決算期	３月末
（9）	従業員数	18名
(10)	主要取引先	三井物産インター ファッション㈱・丸紅ファッションリンク㈱ 三菱商事ファッ ション㈱・田村駒㈱・㈱TSIホールディングス ㈱ワールド　小売店　等
(11)	主要取引銀行	三井住友銀行、徳島銀行、トマト銀行
(12)	大株主及び持株比率	株式会社ジェイジェイ（40.0%）、福光 大輔（20.4%）、福光 一七（14.4%）

(13)	当事会社間の関係	
	資本関係	当社と当該会社との間には、第１回新株予約権の取得及び第２回の新株予約権の割当の実績がありますが、残存する新株予約権の保有及び当社普通株式の保有はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
	人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
	取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

③アドミラル社の概要

（1）	名称	アドミラルキャピタル株式会社
（2）	所在地	東京都千代田区内幸町一丁目３番３号
（3）	代表者の役職・氏名	代表取締役　木下　玲子
（4）	事業内容	投資ファンドの運用・管理
（5）	資本金	30百万円
（6）	設立年月日	2006年６月１日
（7）	発行済株式数	1,000株
（8）	決算期	３月末
（9）	従業員数	４名
(10)	主要取引先	一般投資家
(11)	主要取引銀行	みずほ銀行
(12)	大株主及び持株比率	株式会社Ｄｏフィナンシャルサービス 100％
(13)	当事会社間の関係	
	資本関係	当該会社は当社新株予約権66個（660,000株）を保有しております。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
	人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
	取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

④ジオブレイン社の概要

（1）	名称	株式会社ジオブレイン
（2）	所在地	東京都品川区東五反田５-25-19　東京デザインセンター３F
（3）	代表者の役職・氏名	代表取締役　南部　隆宏
（4）	事業内容	セールスプロモーション事業
（5）	資本金	10百万円
（6）	設立年月日	2004年４月９日
（7）	発行済株式数	4,130株

（８）	決算期	３月末
（９）	従業員数	71名
(10)	主要取引先	凸版印刷株式会社　イオンクレジットサービス株式会社
(11)	主要取引銀行	みずほ銀行、りそな銀行、三菱UFJ銀行
(12)	大株主及び持株比率	株式会社ヤスキ（18.2%）南部 隆宏（13.3%）
(13)	当事会社間の関係	
	資本関係	当社と当該会社との間には、第１回新株予約権の取得及び第２回の新株予約権の割当の実績がありますが、残存する新株予約権の保有及び当社普通株式の保有はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
	人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
	取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

６．発行条件等の合理性

（１）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額の決定に際して、公正性を期すため、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関３－２－５　代表取締役　野口 真人）（以下「プルータス社」といいます。）に対して本新株予約権の発行価額の算定を依頼しております。プルータス社は、本新株予約権の発行価額の算定に際し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定し、当社は、当該算定結果の記載された算定結果報告書を取得しております。

プルータス社は、この算定において、当社取締役会が本新株予約権の発行を決議した決議日の直前営業日である2022年３月17日の東京証券取引所における当社株価の終値249円、ボラティリティ58.26%、普通配当０円、無リスクレート△0.011%や、本新株予約権の発行要項及び本割当契約に定められた諸条件（行使価額249円/株、行使期間３年）を考慮し、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の公正価値を算定しております。当社は、プルータス社から、当該算定結果の記載された新株予約権評価報告書を取得しており、当該報告書における本新株予約権１個あたりの公正価値評価額は10,000円です。

そこで、当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行に該当しないものと判断し、発行価額を、公正価値評価額と同額の１個当たり10,000円と決定いたしました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、249円に金額を設定しております。本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引

日（2022年３月17日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値249円と同価格の249円に決定いたしました。なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの１ヵ月間の終値平均246.6円に対するプレミアム率は0.97％、当該直前営業日までの３ヵ月間の終値平均265.6円に対するディスカウント率は6.25％、当該直前営業日までの６ヵ月間の終値平均277円に対するディスカウント率は10.11％となっております。

本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、最近数ヵ月間の当社株価の動向を考慮した結果、過去１ヵ月平均、３ヵ月平均、６ヵ月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考え、取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。なお、上記「１．募集の概要及び発行する新株予約権の内容」「（６）行使価額」「（８）その他」記載のとおり条件面については、当社が割当予定先と協議を重ねた上で、決定いたしました。具体的には、コロナ禍終息の目途が依然不透明な状況であり運転資金の確保の必要性があること及び主力事業だけではなく経営基盤の確保を実施するために新規事業の強化に迫られている状況である当社の現状を理解していただいている割当予定先に対して、当社の要望である条件面を提示し協議を行いました。その条件面は①本新株予約権の行使価額については、第２回新株予約権の発行時と比較し当社の株価が下落していることを考慮し、取締役会決議日の前取引日終値にすること（終値に対するディスカウントは無し）、②本新株予約権には、割当日から６ヶ月を経過した日の翌日以降当社取締役会の判断により行使価額修正を行うことが可能であり、株価上昇時には資金調達金額の増加、株価下落時には調達金額が減少するが資金調達の蓋然性を高めることができ、柔軟な資金調達ができる条件であること及びその下限行使価額を第２回新株予約権の発行時と比較し当社の株価が下落していることを考慮し125円までとすることで、株価下落時においてもある一定の資金調達が可能であることでした。割当予定先は、当社代表取締役早川 良一（以下「当社代表」といいます。）との関係性がある会社であること及び過去の当社資金調達時からの関係性がある会社であることから当社の状況を理解し、当社条件に対して理解をしていただきました。

当社取締役会といたしましては、本新株予約権の発行条件につき十分に討議、検討を行った結果、上記算定根拠を含めて割当予定先に特に有利でなく、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法であるとの判断のもと、決議に参加した取締役全員の賛成により、決議いたしました。

また、当社監査役３名（うち社外監査役２名）で構成される当社監査役会より、監査役３名全員一致で、当社の株価の推移、市場全体の環境、事業状況等を勘案しても、当該発行価額が、上記算定根拠を含めて割当予定先に特に有利でなく、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法である旨の意見をいただいております。

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使による発行株式数は8,000,000株であり、2022年３月17日現在の当社発行済株式総数7,760,000株に対し103.09％（2022年３月17日現在の当社議決権個数77,007個に対しては103.89％）の割合の希薄化が生じます。これにより既存

株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、１株当たり純資産額が低下するおそれがあります。加えて、当社は2021年３月に4,800,000株の新株予約権を発行しており、この新株予約権の発行は、当社発行済株式総数3,770,000株（2021年３月24日時点）に対して希薄化率127.32％となる大規模な希薄化を生じさせる資金調達の実施となります。（2021年３月25日「第三者割り当てによる第２回新株予約権の発行に関するお知らせ」にて開示を行っております。）

しかしながら、①当社には大規模な資金調達の必要性が認められるところ、本新株予約権の発行規模は大規模ではあるものの、あくまで当社として、今後も経営の安定を目指す上で、運転資金の確保及び更なる経営基盤の確保を実施するための新規事業の強化を目的として必要な規模に設定されていること、②割当予定先に対する本新株予約権の発行は、他の資金調達方法との比較においても、現時点で最も適切な資金調達手法と考えられること及び最善の条件であることから、本新株予約権の発行により生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本新株予約権の発行を実施することには合理性が認められると考えております。

また、本新株予約権の発行及び第２回新株予約権の潜在株式による希薄化の規模に関しましては、当社株式の直前１年間の１日当たりの平均出来高63,792株に対して、本新株予約権の行使及び第２回新株予約権の潜在株式の行使による合計株式数10,460,000株を本新株予約権の行使期間３年間（735営業日と仮定）で均等に株式を売却していくと仮定した場合、１日当たりの売却株式数は14,231株となり、当社株式の１年間の１日当たりの平均出来高の22.31％となります。これを踏まえますと、本新株予約権の発行による株価への影響が発生する可能性があります。しかしながら、各割当予定先の本新株予約権の行使により発行される株式の保有方針は純投資であり、保有する株式を売却することが前提となっているものの、各割当予定先が当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う方針である旨の表明を各割当予定先から受けております。また、交付した株式が適時適切に市場に売却されることにより当社株式の流動性の向上が見込まれること、及び本新株予約権により調達した資金を、上記「調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、経営再建を目指すことが可能となるとともに、財務基盤の改善が図られ、ひいては当社の企業価値及び株主価値の向上につながるものと考えております。

そのため、2021年３月に実施した当社資金調達及び本新株予約権の発行による株式の発行数量及び希薄化の規模は、一定の合理性を有しているものであると判断しておりますが、本新株予約権の発行は、既存株主の皆様に対して25％以上となる大規模な希薄化を生じさせる内容であるため、2022年４月27日開催予定の当社定時株主総会において、東京証券取引所が定める有価証券上場規程第432条の定めに従った、既存株主の皆様の意思確認手続としての承認（普通決議）及び発行可能株式総数を増加させる旨の定款一部変更議案の承認（特別決議）がされることを条件としております。

なお、割当予定先は当社の資金需要について理解しており、当社としては、割当予定先において、即時の売却を前提としない場合においても一定の行使は進むと想定はしておりますが、市場環境等の事情により権利行使が進まない可能性があります。

第３号議案　取締役４名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（４名）は任期満了となります。つきましては、取締役４名（うち社外取締役１名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	早川　良一（はやかわ　りょういち） （1955年１月９日）	1977年４月　株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行 1995年９月　同行アジア部参事役 1998年11月　日本コンピュータシステム株式会社経営企画室長 2007年４月　株式会社ブイ・エル・アール（現M&Aグローバル・パートナーズ株式会社）代表取締役 2009年２月　株式会社トラストアドバイザーズ取締役（現任） 2012年３月　モバイルリンク株式会社取締役（現任） 2012年５月　有限会社増田製麺取締役（現任） 2013年３月　成田ゲートウェイホテル株式会社代表取締役 2014年６月　株式会社倉敷ロイヤルアートホテル代表取締役（現任） 2017年８月　PT. CITRA SURYA KOMUNIKASI取締役（現任） 2017年12月　株式会社みらい知的財産技術研究所取締役（現任） 2019年６月　株式会社ストライダーズ取締役会長（現任） 2020年４月　当社代表取締役社長（現任）	―
2	市川　裕二（いちかわ　ゆうじ） （1974年12月22日）	1999年１月　当社入社 2009年７月　当社経理部長 2015年４月　当社取締役 2016年２月　当社管理本部長兼財務経理部長 2018年４月　当社代表取締役副社長兼管理本部長兼財務経理部長 2018年６月　当社代表取締役副社長財務経理担当財務経理部長 2019年４月　当社取締役管理系業務担当財務経理部長（現任）	3,300株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	髙橋隆行 （1964年８月25日）	1989年４月　株式会社ダイエー入社 1994年12月　当社入社 2004年１月　当社仕入部長 2006年１月　当社執行役員仕入部長 2010年４月　当社取締役仕入部長 2013年２月　当社取締役海外仕入部長 2019年６月　当社退社 2020年４月　当社取締役（現任）	3,000株
4	新井雄一郎 （1985年11月19日）	2008年４月　オリックス株式会社入社 2013年４月　川越市役所入庁 2015年７月　公益財団法人日本生産性本部入社 2016年11月　税理士法人エルム入社 2018年７月　株式会社YK Asset Solutions代表取締役（現任） 2020年４月　当社取締役（現任） 2020年６月　成田空港商事株式会社取締役（現任）	―

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．新井雄一郎氏は社外取締役候補者であります。
３．新井雄一郎氏を社外取締役候補者とした理由は、これまでに経営戦略の企画・立案及び税務の実務に従事し、幅広い経験と知見を有しており、取締役会の審議においても適宜助言や提言を行う等その役割を果たしていただいており、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけることを期待したためであります。同氏が社外取締役に再任された場合は、引き続き上記の役割を果たすことを期待しております。
４．当社は新井雄一郎氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額までに限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、契約を継続する予定であります。
５．当社は、当社の取締役及び監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。なお、保険料は被保険者が一部負担しており、その総払込保険料に対する負担割合は約９％であります。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
６．新井雄一郎氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員として指定する予定であります。
７．新井雄一郎氏は現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって２年となります。

第４号議案　監査役３名選任の件

監査役全員（３名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	池田（いけだ）　かおる （1974年10月21日）	2002年10月　中央青山監査法人入所 2006年３月　リソース・グローバル・プロフェッショナル・ジャパン株式会社入社 2014年12月　税理士法人audience業務執行社員（現任） 2016年３月　ベアタスヴィータ合同会社設立社員（現任） 2018年４月　当社監査役（現任） 2018年10月　株式会社北三陸ファクトリー監査役（現任） 2021年10月　株式会社ギア監査役（現任）	―
2	塩月（しおつき）　潤道（じゅんどう） （1958年９月10日）	1987年９月　クレディスイス銀行東京支店入行 2000年７月　株式会社ブリッジジャパン経理部長 2001年１月　株式会社テレレートジャパンホールディング監査役 2003年４月　株式会社サポートネット経理財務部長 2007年８月　株式会社バックスグループ経理財務統括 2009年８月　株式会社サニクリーン監査室室長（現任） 2018年４月　当社監査役（現任）	―
3	角田（つのだ）　亮（りょう） （1963年９月28日）	1988年２月　株式会社地域科学研究会入社 1990年５月　株式会社クリエイティブネクサス入社 1997年３月　フリーランスとしてテレビ番組演出業務に従事 2005年７月　タウンテレビジョンIP放送網株式会社入社 2008年４月　株式会社アートバリエトップ入社 2012年１月　フリーランスとしてライター業務・編集業務に従事（現任） 2021年４月　当社監査役（現任）	―

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．塩月潤道氏及び角田亮氏は社外監査役候補者であります。

３．塩月潤道氏を社外監査役候補者とした理由は、長年にわたり金融機関等での実務に従事し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。

４．角田亮氏を社外監査役候補者とした理由は、商品販売力を強化する中で、メディア領域の比重が増していることから、同氏の長年にわたるメディア業界に従事し培った豊富な経験と幅広い知識を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断したためであります。なお、同

氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

5．当社は池田かおる氏、塩月潤道氏及び角田亮氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額までに限定する契約を締結しております。３氏の再任が承認された場合には、契約を継続する予定であります。

6．当社は、当社の取締役及び監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。なお、保険料は被保険者が一部負担しており、その総払込保険料に対する負担割合は約９％であります。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

7．塩月潤道氏及び角田亮氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員として指定する予定であります。

8．塩月潤道氏及び角田亮氏は現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって塩月潤道氏が４年、角田亮氏が１年となります。

（別紙）

株式会社アマガサ第３回新株予約権発行要項

１．本新株予約権の名称
株式会社アマガサ第３回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

２．本新株予約権の払込金額の総額　金8,000,000円

３．申込期間　令和４年４月28日

４．割当日及び払込期日　令和４年４月28日

５．募集の方法
第三者割当の方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に400個（4,000,000株）、株式会社ジャパンシルバーフリースに200個（2,000,000株）アドミラルキャピタル株式会社に100個（1,000,000株）、株式会社ジオブレインに100個（1,000,000株）、合計800個（8,000,000株）を割り当てます。

６．本新株予約権の目的である株式の種類及び数
(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式8,000,000株とする。（本新株予約権１個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は10,000株とする。）但し、本項第(2)号及び第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
(2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の運用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

７．本新株予約権の総数　800個

８．本新株予約権の払込金額
本新株予約権１個当たり　金10,000円

９．本新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額又は算定方法
(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの財産の額（以下「行使価額」という。）は、249円とする。但し、第11項に定めるところに従い調整されるものとする。

10．行使価額の修正
(1) 当社は、原則として、本新株予約権の割当日から６ヶ月を経過した日の翌日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができるものとする。本号に基づき行使価額

の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該決議が行われた日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90％に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額に修正される。なお、行使価額の修正後の新たな修正は、直前の行使価額修正から６ヶ月以上経過している場合にのみ行うことができるものとし、当該期間を経過していない場合には新たな行使価額修正をすることができないものとする。

(2) 前号にかかわらず、前号に基づく修正後の行使価額が125円（以下「下限行使価額」という。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{１株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）、調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額の差が１円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を引いた額を使用する。

(4) その他

① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券所JASDAQグロース市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の有する当社普通株式を控除した数とする。また本項第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

令和４年４月29日から令和７年４月28日の期間とする。但し、第14項「本新株予約権の取得」に従い当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使条件

本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の１年以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の２週間前までに通知したうえで、本新株予約権１個当たり10,000円の価額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

15. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会

社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数
新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の１個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類
再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の１株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の１円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件
第12項ないし第15項、第17項及び第18項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限
新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

16. 本新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

17. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

19. 本新株予約権の行使請求の方法
(1) 本新株予約権を行使する者は、当社の定める行使請求書に必要事項を記載しこれに記名捺印したうえ、第12項に定める行使期間中の取引日に第20項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。

(2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求受付日（行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日の直後に到来する取引日15時までに当該行使請求にかかる出資金総額の指定口座への入金が当社により確認された場合には、当該取引日とし、当該確認が当該取引日15時以降になった場合には当該取引日の翌取引日とする。）に発生する。

(3) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができず、直ちに、当該行使請求にかかる出資金総額を指定口座への振り込むものとする。

20. 行使請求受付場所
株式会社アマガサ　財務経理部

21. 払込取扱場所
株式会社みずほ銀行　雷門支店

22. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第１項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

23. 新株予約権者に対する通知
本新株予約権の新株予約権者に対し通知する場合、電子公告により行う。但し、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて新株予約権者に対し直接に通知する方法によることができる。

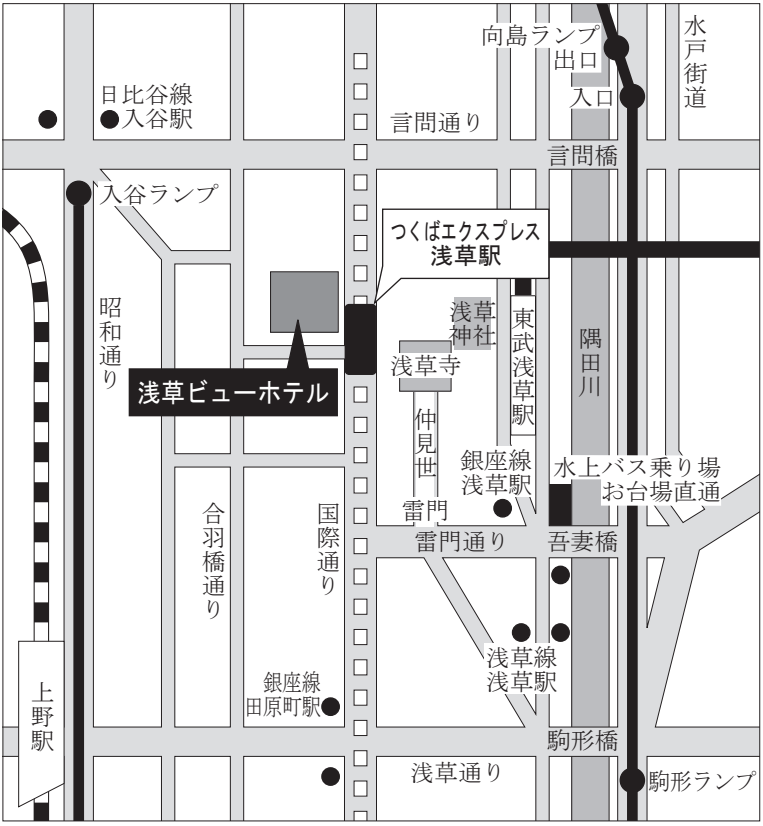
24. その他
(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
(2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
(3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力が発生していること並びに2022年４月27日開催予定の当社定時株主総会において本第三者割当の議案及び発行可能株式総数の増加を含む定款一部変更の議案が承認されることを条件とする。

以　上

メ　モ

株主総会会場ご案内図

東京都台東区西浅草三丁目17番１号
浅草ビューホテル　３階　祥雲の間



首都圏新都市鉄道つくばエクスプレス「浅草駅」	直結
東京メトロ銀座線「田原町駅」	徒歩７分
東京メトロ銀座線・都営浅草線「浅草駅」	徒歩10分
東武鉄道・東武スカイツリーライン「浅草駅」	徒歩10分
JR「上野駅」	タクシー５分